

日本イノベーション融合学会会員規程

(目的)

第1条 この規程は日本イノベーション融合学会（以下学会という）定款第4条に規程する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 学会の目的に賛同し、入会を希望し受理された者を会員とする。会員は以下の5種とする。

- (1) 法人会員法人・団体
- (2) 個人会員個人
- (3) 賛助会員財政的支援を行う法人・団体
- (4) 学生会員学生
- (5) 名誉会員学会に功績のあった会員、理事会承認

(入会および会費)

第3条 法人会員、個人会員および賛助会員として入会しようとする者は、学会の定める入会申込書を学会に提出し、会費を納入しなければならない。

(入会の不承認)

第4条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合
- (2) 入会申込の際の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

(義務)

第5条 会員は学会の目的を遵守し、学会の活動を支援・協力する。

- 2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は本規程に示す。
- 3 会員は住所、氏名（法人・団体の名称）、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに学会に届け出なければならない。

(法の遵守及び社会的信頼の保持)

第6条 会員は、法令を遵守するとともに社会的信頼を保持し、健全な経済社会の発展に努める。

- 2 会員は、違法行為または反社会的行為を幫助するようなことを行ってはならない。
- 3 会員は、他者の人格および権利を尊重し、他者を誹謗あるいは中傷してはならない。

(会員譲渡の禁止)

第7条会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(会員資格の喪失)

第8条会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 学会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては資格の継承を認める場合がある。
- (4) 所定の会費を継続して2年間に渡り滞納したとき。

(会費の返還)

第9条定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した会費は一切返還しない。

(再入会)

第10条第8条により資格を喪失した者が再入会を希望し、学会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第11条会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または学会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、学会は理事会の議決により会員を除名することができる。

(学会員のIDおよびパスワードの管理について)

学会員にお知らせさせて頂くパスワードは、利用者本人のみが利用できるものとし、他の誰にも譲渡・貸与できないものとします。また、自己の責任において厳重に管理することとし、学会は学会員の過失の有無にかかわらず、パスワードを他者が利用したことにより被った学会員の損害に対して原則として学会員の責任で負担していただきます。

附 則

- 1 この規程は、学会設立の日から実施する。
- 2 学会設立当初の会費は、別表に掲げる額とする。
- 3 年度途中から入会した場合も、会費は年額を納入する。

別表

会員種別	会費（年額）	備 考
法人会員	1口以上	企業規模により1口10万円／6万円（注1）／3万円（注2）
個人会員（一般）	1万円	
個人会員（役員等）	2万円	役員等（注3）
学生会員	3千円	学生（注4）
賛助会員	1口以上	1口100万円
名誉会員	なし	理事会で承認された個人

（注1：中小企業：製造業・その他の業種：従業員300人以下又は資本金3億円以下、卸売業：100人以下

又は1億円以下、小売業：50人以下又は5,000万円以下、サービス業：100人以下又は5,000万円以下、

注2：小規模事業者：製造業・その他の業種：20人以下、商業・サービス業：5人以下

注3：学会の会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、理事、監事、幹事、顧問等

注4：大学及び大学院課程在籍の学生。但し、社会人学生は除く）